

2022年4月から

全ての改修・解体工事が対象です

アスベスト(石綿)の有無の 事前調査の報告が義務化されます

建築物の解体・改修を行う際、アスベスト(石綿)含有の有無を確認する事前調査が2021年度から実施されました。2022年4月からは一定規模以上^{※1}の工事に関する調査結果の報告が義務化されます。



■事前調査結果の報告が必要になる解体・改修工事の対象

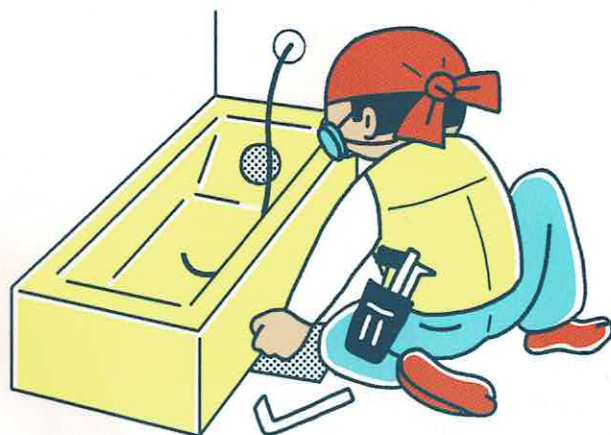
請負金額100万円以上の工事^{※1}

床面積80平方メートル以上の工事^{※1}

戸建ての解体工事



マンションの部屋の中のユニットバスの交換



マンション配管の取替え工事



一般住宅の外壁塗装の高圧洗浄



こんな工事も対象になります！

アスベストに関する規制強化の概要

今回改正されたのは、石綿障害予防規則と大気汚染防止法の2法です。安全衛生に関する部分で重複する部分もありますが、それぞれの規定を確認する必要があります。

法令	所管	目的	届出窓口
大気汚染防止法	環境省	周辺住民の保護	各自治体
石綿障害予防規則	厚生労働省	労働者の保護	労働基準監督署

改正の主なポイント




作業を行う労働者保護のため、資格の新設・事前調査が厳格化されました

- 「石綿含有建材調査者」の資格が新設されました
- 全ての工事で上記資格者による「事前調査」が必要です
- 一定規模以上の工事は調査結果の報告が義務化されました
- 状況・調査結果は3年間保存しなければなりません
- 事前調査は設計図等の文書での確認・現地の目視での確認の両方が必須です

罰則の新設や報告が義務化されました

- 除去等の方法を遵守していない場合や事前調査の未報告または虚偽の報告等が発覚した場合、石綿障害予防規則と大気汚染防止法で懲役刑と罰金刑が科せられます
- 元請業者に作業結果を発注者に報告
- 都道府県による立ち入り検査の対象が拡大されました

[石綿障害予防規則等の改正ポイント]

改正前		改正後 ※赤字部分が改正内容	
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前	マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 		けい酸カルシウム板1種※2(破砕時)仕上げ塗装(電動工具での除去時) レベル3 スレート、Pタイル、その他石綿含有建材	作業開始前の負圧点検 等 隔離解除前の取り残し確認 等 隔離 ※負圧は不要

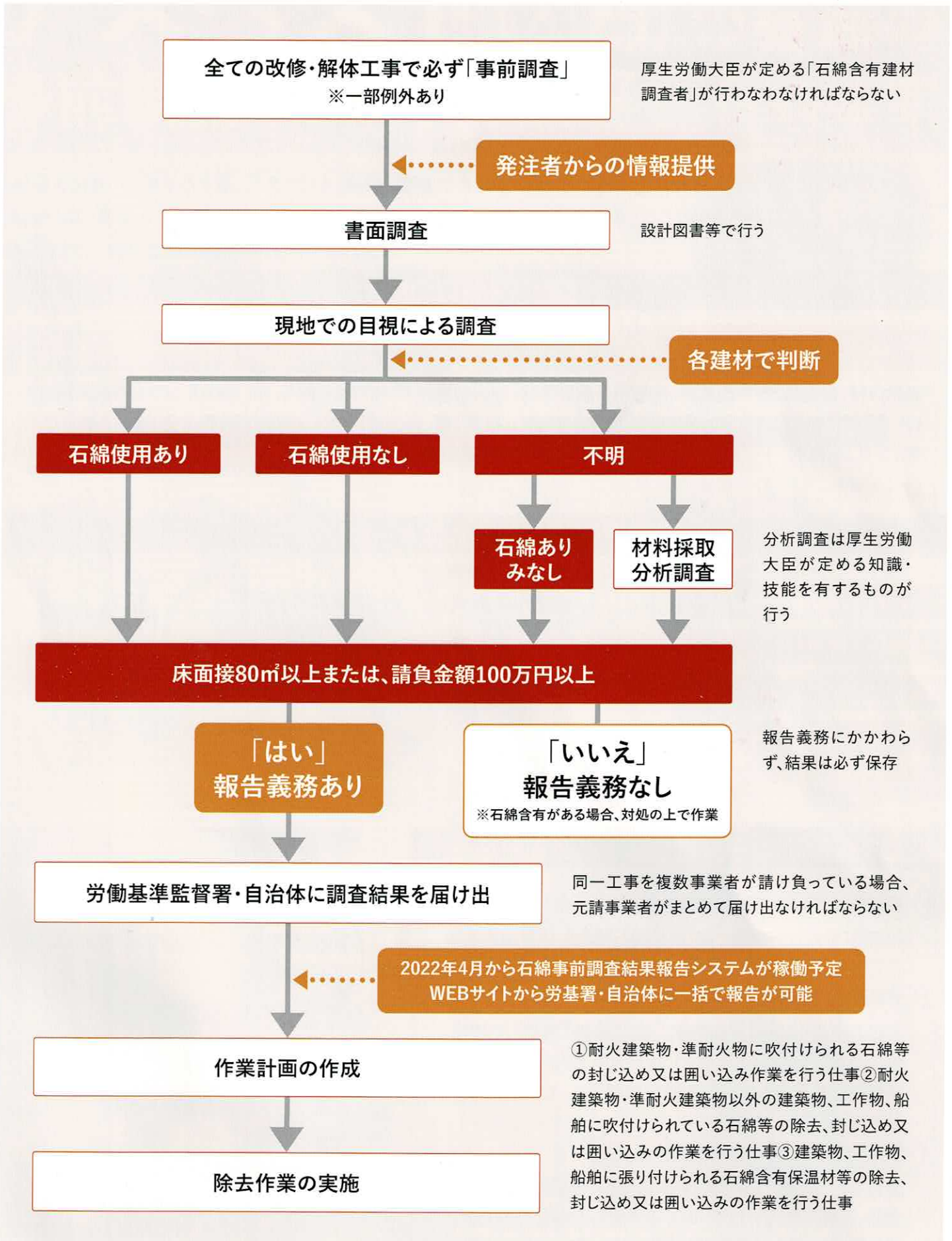
※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

※出典:厚生労働省「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日公布)」について

アスベスト含有に関する事前調査から作業までの流れ

請負金額や工事の規模にかかわらず事前調査は必須です



80㎡以上、100万円以上の場合で報告が義務化されています

記録の保存について

事前調査・分析調査の記録

内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者名、住所、電話番号 ●解体等の作業場の住所、工事の名称・概要 ●調査終了日、建物の構造・調査を行った部分、方法 ●石綿等の使用の有無(使用していないと判断した場合の根拠) ●目視による確認が困難な場所の有無、及び材料
方法	写しを作業場に備え付ける
期間	3年間

対象の材料について

防護・飛散措置が必要な材料の種類

吹付け材、保温材、煙突断熱材、屋根用折版断熱材、耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)、スレート波板、スレートボード、けい酸カルシウム板第1種、押出成形セメント板、ビニル床タイル、窯業系サイディング、石膏ボード/ロックウール吸音天井板/その他の材料

※記載のない材料については「その他の材料」として調査

事業者が行わなければならない措置



全ての工事で有資格者による調査が必要

- 事前調査を行うことができる者**
 「一般」「特定」「一戸建て等」建築物石綿含有建材調査者等
- 分析調査を行うことができる者**
 下記の学科・実技講習を受講し、修了考課に合格した者等
 分析の意義及び関係法令(0.75時間)、鉱物・石綿等の基礎知識(3時間)、原理と機器の取扱(3時間)
- 事前調査及び分析調査結果の記録**
 調査を行った際、工事の概要や建築物、調査方法、石綿使用の有無、石綿が使用されていないと判断した場合の根拠などの記録を作成し、写しを作業場に備え付け、調査終了した日から「3年間保存」

罰則について

石綿障害予防規則

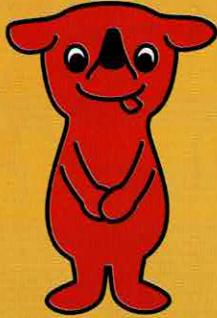
違反した場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

大気汚染防止法

①除去等の方法違反の場合、3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金、②事前調査の未報告・虚偽報告の場合、30万円以下の罰金

アスベストによる健康被害は根本的な治療方法がなく、被害者を長期に渡り苦しめるものです。労働者、周辺住民の安全・安心を守るため、ルールは徹底しましょう。

大気汚染防止法が改正され、 レベル3建材が規制対象となっています。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

改正大気汚染防止法の概要

1. 石綿含有成形板等に係る作業基準の新設
2. 事前調査方法の変更等
3. 作業結果の記録等
4. 直接罰の創設

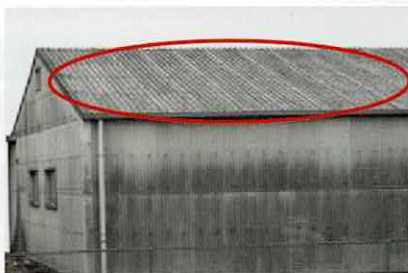
1. 石綿含有成形板等に係る作業基準の新設

①規制対象について、石綿含有成形板等(レベル3)を含む全ての石綿含有建材に拡大され、レベル3に係る作業基準が新たに設けられました。また、レベル1～3に係る作業計画の作成が必要となっています。

ただし、レベル3の作業実施届出は必要ありません。

【令和3年4月1日施行済】

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有仕上塗材 石綿含有成形板等



屋根に使用した例(成形板波板)



床に使用した例(Pタイル)



2. 事前調査方法の変更等

- ①事前調査は「図面及び目視」により行うことが必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

- ②事前調査において、一定の知見を有する者を活用することが義務付けられます。

【令和5年10月1日施行】



	一定の知見を有する者(調査者)
建築物	「登録規定※1」に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
	「登録規定※1」に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
	上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者※2
一戸建て住宅等	上記の者又は「登録規定※1」に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

※1: 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定

※2: 義務付け適用前までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても、引き続き、同協会に登録されている者

- ③元請業者及び自主施工者に対しては、一定規模以上の建築物及び工作物の解体・改造・補修工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の県又は政令市及び労働基準監督署への報告が義務付けられます。

【令和4年4月1日施行】

	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事
建築物	解体部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事又は、 請負代金の合計が100万円以上 の改造又は補修工事
工作物	請負代金の合計が100万円以上 の解体、改造又は補修工事



- ④元請業者等は、事前調査に関する記録の作成・書面の現場備え付け・記録等の3年間保存が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

※事前調査結果は、従来どおり、誰にでも見やすいよう掲示する必要があります。

3. 作業結果の記録等

- ①元請業者は、石綿含有建材の除去等作業結果の発注者への報告や、作業結果記録の作成、記録等の3年間保存が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

- ②特定粉じんに関する知識を有する者(石綿作業主任者又は事前調査における一定の知見を有する者)による作業終了時の確認が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

4. 直接罰の創設

- ①レベル1又はレベル2に係る作業基準違反があった場合、直接罰の対象となっています。

【令和3年4月1日施行済】



- ②下請負人も、作業基準遵守が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

レベル1(吹付け石綿)又はレベル2(石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)に係る届出の提出・相談の窓口については、裏面を御確認ください。

参考情報 千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>



事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2021年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。
※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム 検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

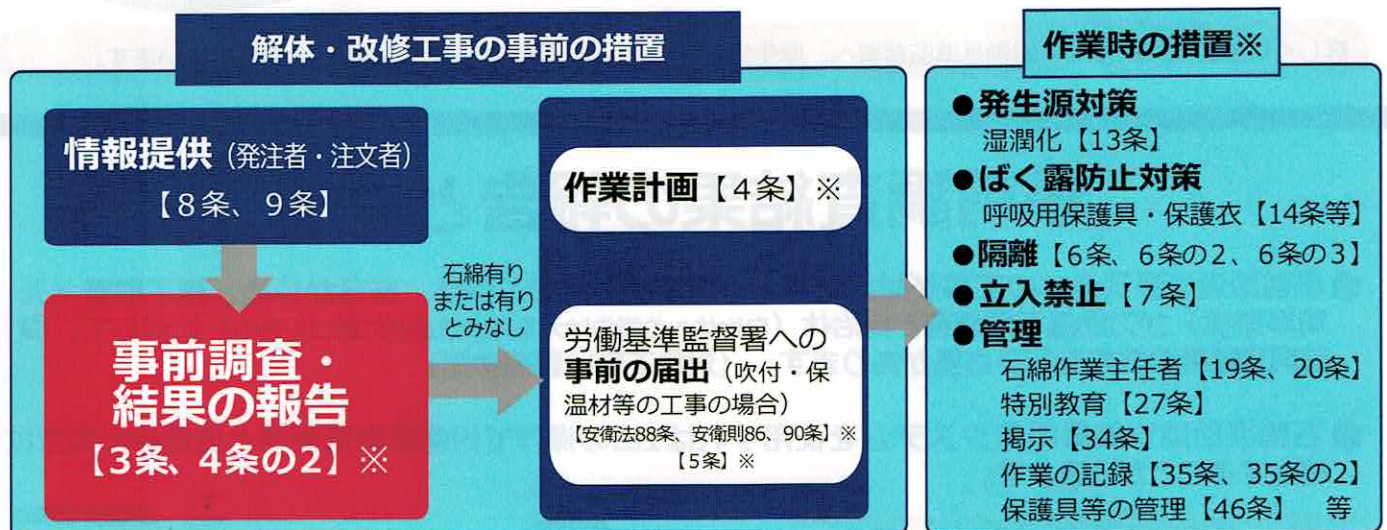
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

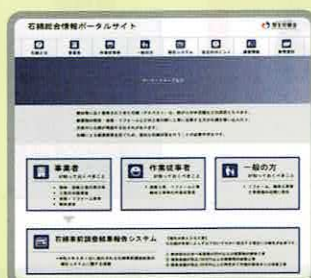
事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。